（証明書の発行等）

第十九条　船舶所有者は、保険給付を受けようとする者からこの省令の規定による証明書を求められたとき、又は第百五十五条の規定による証明の記載を求められたときは、正当な理由がなければ拒むことができない。

（船舶所有者による書類の保存）

第二十条　船舶所有者は、船員保険に関する書類を、その完結の日から二年間、保存しなければならない。

（被保険者に対する通知日等）

第二十一条　船舶所有者は、法第二十五条第二項の規定による通知を行ったときは、その通知を行った日を明らかにすることができる書類を作成しなければならない。

（仮住所）

第二十二条　船舶所有者は、法第二十四条に規定する届出については、仮住所を選定して機構に提出することができる。

2　船舶所有者は、前項の規定により仮住所を選定しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を機構を経由して厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一　仮住所

二　申請者の住所

三　所有船舶又は被保険者の一部について仮住所を選定しようとするときは、当該仮住所において取り扱う船舶の名称又は被保険者の氏名

四　仮住所の選定を必要とする事由

3　前項の規定は、仮住所を変更又は廃止しようとする場合に準用する。

（確認の請求）

第二十三条　法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得又は喪失の確認の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出して行わなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日及び住所

二　船舶所有者の氏名及び住所

三　被保険者の資格の取得又は喪失の事実及びその年月日

第二十三条の次に次の節名を付する。

第二節　被保険者による申出等

第二十四条を次のように改める。

（氏名変更の申出）

第二十四条　被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を船舶所有者に申し出るとともに、被保険者証を船舶所有者に提出しなければならない。

第二十四条ノ二から第二十四条ノ三までを削る。

第二十五条から第三十三条までを次のように改める。

（被保険者の住所変更の申出）

第二十五条　被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を船舶所有者に申し出なければならない。

（被扶養者の届出）

第二十六条　被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日及び被保険者との続柄

二　被扶養者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹以外の者であるときは、同一の世帯に属した年月日及び扶養するに至った理由

2　前項に掲げる事項に変更があったときは、その都度、船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

3　前二項の場合において、被保険者が疾病任意継続被保険者であるときは、前二項中「船舶所有者を経由して厚生労働大臣」とあるのは「協会」とする。

（法第十九条第一項の申出）

第二十七条　法第十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによって行うものとする。

一　申出に係る被保険者の氏名、生年月日及び住所

二　申出に係る被保険者の被保険者証の記号及び番号

三　育児休業等を終了した年月日

四　育児休業等を終了した日において養育する当該育児休業等に係る子の氏名及び生年月日

2　前項の被保険者が厚生年金保険の被保険者である場合においては、基礎年金番号を付記しなければならない。

（後期高齢者医療の被保険者等に該当するに至った場合等の届出）

第二十八条　被保険者は、被保険者が後期高齢者医療の被保険者等に該当するに至ったとき、又は後期高齢者医療の被保険者等に該当しなくなったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　船舶所有者の氏名及び住所

二　被保険者証の記号及び番号

三　被保険者の氏名及び生年月日

四　後期高齢者の被保険者等に該当するに至った年月日又は該当しなくなった年月日

（介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合又は該当するに至った場合の届出）

第二十九条　被保険者は、被保険者又はその被扶養者が介護保険第二号被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第二号に該当する被保険者をいう。以下同じ。）に該当しなくなったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、被保険者又はその被扶養者が六十五歳に達したときは、この限りでない。

一　被保険者証の記号及び番号

二　被保険者（被扶養者に係る場合にあっては、被保険者及びその被扶養者）の氏名及び生年月日

三　該当しなくなった年月日及びその理由

2　被保険者は、介護保険第二号被保険者に該当しない被保険者又はその被扶養者が介護保険第二号被保険者に該当するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、被保険者又はその被扶養者が四十歳に達したときは、この限りでない。

一　被保険者証の記号及び番号

二　被保険者（被扶養者に係る場合にあっては、被保険者及びその被扶養者）の氏名及び生年月日

三　該当しなくなった当時第三十五条の規定により交付された被保険者証の記号及び番号、生年月日、氏名、性別並びに住所

二　被保険者の資格を喪失した年月日

三　被保険者の資格を喪失した際使用されていた船舶所有者の氏名及び住所

四　法第十三条第一項ただし書に規定する期間を経過した後に提出するときは、その理由

3　前二項の場合において、被保険者が疾病任意継続被保険者であるときは、前二項中「船舶所有者を経由して厚生労働大臣」とあるのは「協会」とする。

（法第十九条第一項の申出）

第二十七条　法第十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによって行うものとする。

一　申出に係る被保険者の氏名、生年月日及び住所

二　申出に係る被保険者の被保険者証の記号及び番号

三　育児休業等を終了した年月日

四　育児休業等を終了した日において養育する当該育児休業等に係る子の氏名及び生年月日

2　前項の被保険者が厚生年金保険の被保険者である場合においては、基礎年金番号を付記しなければならない。

（後期高齢者医療の被保険者等に該当するに至った場合等の届出）

第二十八条　被保険者は、被保険者が後期高齢者医療の被保険者等に該当するに至ったとき、又は後期高齢者医療の被保険者等に該当しなくなったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　船舶所有者の氏名及び住所

二　被保険者証の記号及び番号

三　被保険者の氏名及び生年月日

四　後期高齢者の被保険者等に該当するに至った年月日又は該当しなくなった年月日

（介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合又は該当するに至った場合の届出）

第二十九条　被保険者は、被保険者又はその被扶養者が介護保険第二号被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第二号に該当する被保険者をいう。以下同じ。）に該当しなくなったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、被保険者又はその被扶養者が六十五歳に達したときは、この限りでない。

一　被保険者証の記号及び番号

二　被保険者（被扶養者に係る場合にあっては、被保険者及びその被扶養者）の氏名及び生年月日

三　該当しなくなった年月日及びその理由

2　被保険者は、介護保険第二号被保険者に該当しない被保険者又はその被扶養者が介護保険第二号被保険者に該当するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、被保険者又はその被扶養者が四十歳に達したときは、この限りでない。

一　被保険者証の記号及び番号

二　被保険者（被扶養者に係る場合にあっては、被保険者及びその被扶養者）の氏名及び生年月日

三　該当しなくなった年月日及びその理由

3　前二項の場合において、被保険者が疾病任意継続被保険者であるときは、前二項中「船舶所有者を経由して厚生労働大臣」とあるのは「協会」とする。

（疾病任意継続被保険者の資格取得の申出）

第三十条　法第二条第二項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を協会に提出することによって行うものとする。

一　被保険者であった当時第三十五条の規定により交付された被保険者証の記号及び番号、生年月日、氏名、性別並びに住所

二　被保険者の資格を喪失した年月日

三　被保険者の資格を喪失した際使用されていた船舶所有者の氏名及び住所

四　法第十三条第一項ただし書に規定する期間を経過した後に提出するときは、その理由